

市第99号議案

横浜市事務分掌条例及び横浜市病院事業の設置等に関する
条例の一部改正

横浜市事務分掌条例及び横浜市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例及び横浜市病院事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例
（横浜市事務分掌条例の一部改正）

第1条 横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の
一部を次のように改正する。

第1条中

「(1) 財務に関する事項」
を

「(1) 財務に関する事項
国際局

(1) 国際施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事
項」

に、「人権・男女共同参画」を「人権」に、

「(1) 社会福祉、保健及び衛生に関する事項」
を

「(1) 社会福祉、保健及び衛生に関する事項
医療局

(1) 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」
に改める。

(横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（組織等）」に改め、同条中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 病院事業管理者の名称は、病院経営本部長とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(総合的な医療政策の一体的な推進)

2 第 1 条の規定による改正後の横浜市事務分掌条例第 1 条に規定する医療局及び第 2 条の規定による改正後の横浜市病院事業の設置等に関する条例第 3 条第 1 項に規定する医療局病院経営本部は、本市における総合的な医療政策を一体的に推進するものとする。

(横浜市一般職職員の分限に関する条例の一部改正)

3 横浜市一般職職員の分限に関する条例（昭和27年 3 月横浜市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

(横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

4 横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26

年12月横浜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条ただし書中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

(横浜市職員定数条例の一部改正)

- 5 横浜市職員定数条例(昭和28年4月横浜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

- 6 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和31年12月横浜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

(横浜市退職手当条例の一部改正)

- 7 横浜市退職手当条例(昭和24年8月横浜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

- 8 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ただし書中「病院経営局」を「医療局病院経営本部」に改める。

提 案 理 由

市民の暮らしの充実を図り、及びその安心を確保するとともに、将来の横浜の活力を最大限に高める執行体制を確立するため、横浜市事務分掌条例及び横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市事務分掌条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（統括本部及び局の事務分掌）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

（省略）

国際局

(1) 国際施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

市民局

- (1) 市民活動及び区政に関する事項
- (2) 広報、広聴、スポーツ及び人権に関する事項
人権・男女共同参画

（省略）

医療局

(1) 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

（省略）

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（組織等）

（組織）

第3条 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者（以下「病院事業管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、医療局病院経営本部を置く。

病院経営局

2 病院事業管理者の名称は、病院経営本部長とする。

横浜市一般職職員の分限に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（委任）

第 6 条 この条例実施のための手続その他その執行についての必要な事項は人事委員会規則で定める。ただし、水道局、交通局及び医療局病院経営本部の職員並びに法第 57 条に規定する単純な労務病院経営局に雇用される職員については、任命権者が定める。

横浜市一般職職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（

抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（減給の効果）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 前項の規定にかかわらず、水道局、交通局及び医療局病院経営本部の職員並びに法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員については、1 回の額が平均賃金の 1 日分の半額を超え、総額が 1 賃金支払期における賃金の 10 分の 1 を超えてはならない。

（委任）

第 5 条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。ただし、水道局、交通局及び医療局病院経営本部の職員並びに法第 57 条に規定する単純な労務病院経営局に雇用される職員については、任命権者が定める。

横浜市職員定数条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(第1号から第10号まで省略)

- (ii) 医療局病院経営本部の職員 1,420人
病院経営局

(第2項から第4項まで省略)

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(一般職職員の期末手当)

第2条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 水道局、交通局及び医療局病院経営本部の職員(以下「企業職員」という。)が引き続き職員となった場合は、その者が企業職員として在職した期間は、職員として在職した期間とみなす。

横浜市退職手当条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(職員の定義)

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。ただし、規則で定める臨時の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員は除く。

(第1号から第12号まで省略)

- (13) 水道局、交通局及び医療局病院経営本部
病院経営局の職員
(第 14 号及び第 15 号省略)

職務に専念する義務の特例に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次に掲げる各号の一に該当する場合には、
あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その
職務に専念する義務を免除されることができる。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、人事委員会が定める場合
。ただし、水道局、交通局及び医療局病院経営本部
病院経営局の職員並び
に地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員
については、任命権者が定める場合